

東京局間連第 2-73

令和 2 年 12 月 24 日

各間税会会長 殿

東京国税局間税会連合会  
会長 片岡 直公



### 税務関係書類における押印義務の見直しについて

平素から、東京局間連の運営につきまして、ご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、国税庁からの依頼に基づき全間連会長から各局間連会長に対して、標記の件について別添のとおり周知依頼がありましたので、会員の皆様に周知していただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

全国間税会総連合会

会長 大谷 信義 殿

国税庁長官官房企画課長

永田 寛幸

### 税務関係書類における押印義務の見直しについて（周知依頼）

税務行政につきましては平素より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 12 月 21 日に「令和 3 年度税制改正の大綱」が閣議決定され、税務関係書類の押印の見直しについて、以下の方針が示されました。

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずる。

- (1) 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- (2) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

(注 1) 国税犯則調査手続における質問調書等への押印については、刑事訴訟手続に準じた取扱いとする。

(注 2) 上記の改正は、令和 3 年 4 月 1 日以後に提出する税務関係書類について適用する。

(注 3) 上記の改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする。

この閣議決定に基づき、全国の税務署窓口においては、本件見直しの対象となる税務関係書類について押印がなくとも改めて求めないこととします。

本件方針につきましては、貴会から、傘下の各会及び会員の皆様にも、御周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【連絡先】

国税庁企画課企画 1 係 村山、吉岡  
電話：03-3581-4161(内 3549、3598)